

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 退職一時金制度

(1) 退職一時金の制度の有無およびその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では191社（集計209社の91.4%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは22社（制度を採用している191社の11.5%）、それ以外は169社（同88.5%）となっている。製造業では、制度を採用しているのは124社（集計135社の91.9%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは13社（制度を採用している124社の10.5%）、それ以外は111社（同89.5%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする169社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数に置き換えて算定する方式）」が125社（74.0%）で最も多く、次いで「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が27社（16.0%）などとなっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする111社のうち、「点数方式」が80社（72.1%）、「別テーブル方式」が19社（17.1%）などとなっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

(社)

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎					退職一時金制度のない企業(退職年金制度のみ)
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数(ポイント)方式	その他	
調査産業計	191	22	169	27	125	17	18
製造業	124	13	111	19	80	12	11
平成 21 年							
調査産業計	199	36	160	26	121	13	20
製造業	122	21	99	16	75	8	15

(注) その他には複数の方式が混在している場合や定額方式を採用している場合が含まれる。

(2) 定年到達までの退職金の算定（表2）【集計表第3表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金額を固定する制度があるのは、調査産業計では40社（集計191社の20.9%）で、固定する平均年齢は56.7歳、平均勤続年数は32.7年となっている。製造業では、26社（同124社の21.0%）で、固定する平均年齢は57.1歳、平均勤続年数は32.5年となっている。

調査産業計で退職一時金額が定年まで増える151社のうち、算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは25社、ポイントが増加するのは108社となっている。製造業は98社のうち、算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは15社、ポイントが増加するのは74社となっている。

表2 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金額を増額する	算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	191	40	151	25	108	18
製造業	124	26	98	15	74	9
平成 21 年						
調査産業計	196	35	161	23	103	35
製造業	121	24	97	15	61	21

(3) 退職一時金受給資格に要する最低勤続期間（所要年数）（表3）【集計表第4表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間を退職理由別にみると、調査産業計、製造業ともに「定年」及び「会社都合」において「1年未満」とする企業が最も多く、調査産業計ではそれぞれ100社（集計190社のうち52.6%）、106社（同55.8%）、製造業ではそれぞれ63社（集計123社のうち51.2%）、67社（同54.5%）となっている。「自己都合」では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く調査産業計で81社（集計190社のうち42.6%）、製造業で49社（集計123社のうち39.8%）となっている。

表3 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	定年				会社都合				自己都合			
		1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
調査産業計	190	100	53	10	24	106	55	10	16	16	57	36	81
製造業	123	63	39	6	12	67	41	6	6	10	43	21	49
平成21年													
調査産業計	195	67	61	8	26	73	61	8	19	11	57	33	92
製造業	119	39	38	4	14	44	39	3	10	6	38	17	57

(4) 退職一時金の特別加算制度（定年前早期退職優遇加算を除く）（表4）【集計表第5表】

退職一時金の加算制度が「あり」とする企業は、調査産業計では103社（集計191社の53.9%）となっており、退職理由別に内容についてみると、「会社都合退職」、「自己都合退職」の何れにおいても「功労加算」が最も多く、それぞれ63社（特別加算制度がある103社の61.2%）、34社（同33.0%）となっている。製造業では68社（集計124社の54.8%）となっており、「会社都合退職」、「自己都合退職」の何れにおいても「功労加算」が最も多く、それぞれ38社（特別加算制度がある68社の55.9%）、17社（同25.0%）となっている。

表4 退職一時金の特別加算の種類

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	会社都合退職（複数回答可）				自己都合（複数回答可）			制度なし
			役付加算	功労加算	定年加算	その他	役付加算	功労加算	その他	
調査産業計	191	103	17	63	30	18	9	34	15	88
製造業	124	68	9	38	25	10	3	17	9	56
平成21年										
調査産業計	195	100	14	53	36	13	9	27	21	95
製造業	120	69	10	37	31	7	6	17	10	51

(5) 退職一時金制度の変更状況（表5）【集計表第6表】

最近2年間（平成21年7月～平成23年6月）に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では32社（集計191社の16.8%）となっている。変更内容をみると、「算定方式の変更」が9社、「原資の一部又は全部を年金に移行」が7社などとなっている。製造業で退職一時金制度を変更したのは20社（集計124社の16.1%）となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	(複数回答可)								変更なし
		変更あり	算定基礎給の変更	算出方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	191	32	3	9	5	1	1	7	11	159
製造業	124	20	2	6	4	1	1	4	7	104
平成21年										
調査産業計	196	35	2	7	6	12	—	6	10	161
製造業	121	22	—	5	3	7	—	5	5	161

2 退職年金制度

(1) 退職年金制度の有無及びその種類 (表6) 【集計表第7表】

制度を採用しているのは、調査産業計では198社(集計209社の94.7%)で、その種類は、「厚生年金基金」4社(制度を採用している198社の2.0%)、「確定給付企業年金」165社(同83.3%)、「確定拠出年金(企業型)」98社(同49.5%)、「適格年金」12社(同6.1%)、「その他(非適格年金)」2社(同1.0%)となっている。製造業で制度を採用しているのは126社(集計135社の93.3%)で、「確定給付企業年金」106社(制度を採用している126社の84.1%)、「確定拠出年金(企業型)」63社(同50.0%)などとなっている。

表6 退職年金制度の有無及び導入している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	導入している年金の種類 (複数回答可)							退職年金制度のない企業(退職一時金制度のみ)
		厚生年金基金	確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金(企業型)	適格年金	その他(非適格年金)	
調査産業計	198	4	165	99	66	98	12	2	11
製造業	126	3	106	57	49	63	6	—	9
平成21年									
調査産業計	207	2	136	—	—	89	53	4	12
製造業	127	1	89	—	—	51	29	2	10

(注) 平成21年調査では確定給付企業年金で規約型、基金型に分けての調査は行っていない。

(2) 退職金制度の変更状況 (表7) 【集計表第8表】

最近2年間(平成21年7月~平成23年6月)に制度を変更したのは、調査産業計では58社(集計198社の29.3%)となっている。変更した年金の種類は適格年金が42社、確定給付企業年金が19社などとなっており、内容は、「別の年金制度に移行」が40社、「予定利率・給付利率の引き下げ」が14社などとなっている。製造業で制度を変更したのは36社(集計126社の28.6%)で、種類は適格年金が24社、確定給付企業年金が15社などとなっている。

表7 退職年金制度の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答可)					変更なし
			厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型)	適格年金	その他(非適格年金)	
調査産業計	198	58	2	19	4	42	1	140
製造業	126	36	2	15	3	24	—	90
平成21年								
調査産業計	208	35	2	14	4	20	1	173
製造業	128	19	1	9	3	9	—	109

(3) 適格年金の移行状況(表8)【集計表第9表】

(2)で適格年金を別の年金制度に移行した企業及び平成23年6月現在で変更予定の企業のうち、調査産業計では制度の変更が済んでいるのは40社(集計52社のうちの76.9%)で、移行先(予定含む)は確定給付企業年金(規約型)が38社、確定拠出年金(企業型)が10社、確定給付企業年金(基金型)が9社などとなっている。製造業では変更が済んでいるのは23社(集計29社のうちの79.3%)で、移行先(予定含む)は確定給付企業年金(規約型)が22社、確定拠出年金(企業型)が8社、確定給付企業年金(基金型)が4社などとなっている。

表8 適格年金の移行状況

(社、%)

産業区分	集計社数	移行先(予定含む)年金制度(複数回答可)						
		変更済み	変更予定	厚生年金基金	確定給付企業年金(規約型)	確定給付企業年金(基金型)	確定拠出年金(企業型)	その他(非適格年金)
調査産業計	52 (100.0) 〈100.0〉	40 (76.9)	12 (23.1)	— 〈0.0〉	38 〈73.1〉	9 〈17.3〉	10 〈19.2〉	— 〈0.0〉
製造業	29 (100.0) 〈100.0〉	23 (79.3)	6 (20.7)	— 〈0.0〉	22 〈75.9〉	4 〈13.8〉	8 〈27.6〉	— 〈0.0〉

(注) 適格年金の移行状況についての調査は平成23年調査のみで行った。

(4) 年金の掛金【集計表第10-1表、10-2表、10-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金(規約型と基金型)では「点数(ポイント)に単価を乗ずる」が65社、「算定基礎に性、年齢、勤続等に応じた率を乗じる」方法が11社などとなっている。確定拠出年金(企業型)では、「点数(ポイント)に単価を乗ずる」が47社、「算定基礎に定率を乗ずる」が16社などとなっている。

確定給付企業年金(規約型と基金型)を採用している企業の場合労働者の掛金負担があるのは、調査産業計では23社(集計164社のうちの14.0%)となっている。

3 退職金額

(1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第12表、第13表】

平成22年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別に見ると、調査産業計では定年退職20,727千円、会社都合19,609千円、自己都合9,720千円となっている。製造業では定年退職19,702千円、会社都合20,568千円、自己都合10,429千円となっている（表9）。

表9 退職事由別1人平均退職金支給額

（社、千円）

産業区分・年度	集計社数		集計社数		集計社数	
	集計社数	定年退職	集計社数	会社都合	集計社数	自己都合
調査産業計	118	20,727	60	19,609	115	9,720
製造業	76	19,702	41	20,568	71	10,429
平成21年度						
調査産業計	122	21,753	79	19,397	123	5,522
製造業	71	20,721	47	19,326	70	4,411

（注）金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年26,462千円、満勤勤続25,313千円、高校卒は勤続35年19,049千円、満勤勤続21,333千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年27,198千円、満勤勤続26,080千円、高校卒は勤続35年18,570千円、満勤勤続20,309千円となっている。満勤勤続とは、学卒後（大学卒22歳、高校卒18歳）直ちに入社し、定年まで勤続することをいう（表10）。

表10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男）

（社、千円、倍）

産業区分・勤続年数・調査年	集計社数		集計社数		大学卒/ 高校卒
	集計社数	大学卒	集計社数	高校卒	
調査産業計					
勤続35年	32	26,462	21	19,049	1.39
満勤勤続	70	25,313	77	21,333	1.19
製造業					
勤続35年	22	27,198	15	18,570	1.46
満勤勤続	44	26,080	50	20,309	1.28
平成21年					
調査産業計					
勤続35年	32	22,902	26	18,834	1.22
満勤勤続	60	25,542	71	22,814	1.12
製造業					
勤続35年	19	26,239	13	17,154	1.53
満勤勤続	36	27,809	41	21,624	1.29

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第14表、第15表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（性、職種、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

男性で会社都合により定年退職した場合の退職金額をみると、調査産業計では大学卒事務・技術26,202千円、高卒事務・技術23,418千円、高卒生産19,952千円となっている。製造業ではそれぞれ25,764千円、22,253千円、高卒生産19,707千円となっている（表11）。

表 11 学歴別モデル退職金額（男・会社都合）

(1) 平成23年

(千円)

学歴・労働者の 種類・産業区分	勤続 3年	勤続 5年	勤続 10年	勤続 15年	勤続 20年	勤続 25年	勤続 30年	勤続 35年	60歳	定年
大学卒 事務・技術	(25歳)	(27歳)	(32歳)	(37歳)	(42歳)	(47歳)	(52歳)	(57歳)		
調査産業計	656	1,160	3,068	5,885	9,872	15,381	21,473	25,323	27,903	26,202
製造業	700	1,240	3,189	6,002	9,769	14,792	20,760	24,014	27,985	25,764
高校卒 事務・技術	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	541	900	2,198	4,122	6,977	10,842	14,720	19,739	23,135	23,418
製造業	515	834	2,071	3,979	6,704	10,218	13,802	17,973	22,094	22,253
高校卒 生産	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	516	935	2,325	4,141	6,814	10,056	14,182	18,165	19,592	19,952
製造業	522	926	2,318	4,232	6,951	10,221	14,349	18,219	19,369	19,707

(2) 平成21年

学歴・労働者の 種類・産業区分	勤続 3年	勤続 5年	勤続 10年	勤続 15年	勤続 20年	勤続 25年	勤続 30年	勤続 35年	60歳	定年
大学卒 事務・技術	(25歳)	(27歳)	(32歳)	(37歳)	(42歳)	(47歳)	(52歳)	(57歳)		
調査産業計	654	1,192	3,072	5,827	9,524	14,496	20,603	—	26,576	26,152
製造業	713	1,276	3,245	6,065	9,669	14,424	20,924	—	26,574	26,300
高校卒 事務・技術	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	—	955	2,309	4,341	7,157	10,869	15,170	20,196	23,701	23,248
製造業	—	979	2,349	4,447	7,020	10,734	14,652	18,922	22,241	21,877
高校卒 生産	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	—	876	2,133	3,912	6,472	9,770	13,953	17,574	20,336	20,300
製造業	—	864	2,121	3,966	6,510	9,866	13,949	17,385	20,079	19,911

(注) 平成21年調査と23年調査では退職者のモデルの設定（勤続年数、年齢）が異なる箇所があり、21年調査で行っていない箇所については「—」で表示している。

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術を100として、調査産業計では高校卒事務・技術では89.4、同生産では76.1となっている。製造業ではそれぞれ86.4、76.5となっている（表12）。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差（男・大学卒を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分・年	定年	
	事務・技術	生産
調査産業計 製造業 平成 21 年	89.4	76.1
	86.4	76.5
調査産業計 製造業	88.9	77.6
	83.2	75.7

また、モデル退職金額の内訳（退職一時金額と退職年金現価額）に回答があった企業についてみると、会社都合で定年退職時の男の大学卒事務・技術のモデル退職金額は、調査産業計では26,779千円となっており、その内訳は、退職一時金額が13,658千円、退職年金現価額が13,122千円となっている。製造業では27,228千円となっており、その内訳は、退職一時金額が12,718千円、退職年金現価額が14,511千円となっている【集計表第15-1表】。

4 定年制

(1) 定年制の有無、定年年齢の状況、定年退職日の決め方【集計表第16表】

定年制を採用しているのは調査産業、製造業いずれも集計企業の100.0%となっており、年齢を「60歳」としているのが、調査産業では205社（集計208社の98.6%）、製造業では132社（同134社の98.5%）となっている。

退職日は、調査産業計では「誕生日（満年齢到達日）の属する月」とするのが96社、「誕生日（満年齢到達日）の属する半期」45社などとなっている。製造業ではそれぞれ60社、31社などとなっている。

最近2年間（平成21年7月～平成23年6月）に定年制を変更したのは調査産業計、製造業それぞれ3社、1社となっている。

(2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第17表】

調査産業計で制度を採用しているのは111社（集計208社の53.4%）で、うち勤続年数を要件とする企業は83社、所要年数の平均は13年6月となっている。製造業では68社（集計134社の50.7%）で、うち勤続年数を要件とする企業は50社、所要年数の平均は12年となっている。

調査産業計で「年齢ポイント」を設定している企業は15社、年齢幅で決めている企業は95社となっており、年齢ポイントでは「50歳」を設定している企業が8社と最も多く、年齢幅を設定している企業においても「50歳」から適用を開始する企業が35社となっている。製造業では「年齢ポイント」を設定している企業は10社、年齢幅で決めている企業は57社となっている（表13）。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件あり	勤続年数の要件なし	適用年齢		制度なし
					年齢ポイントで決める	年齢幅で決める	
調査産業計	208	111	83	28	15	95	97
製造業	134	68	50	18	10	57	66
平成 21 年							
調査産業計	218	120	83	35	18	99	98
製造業	136	71	47	23	9	61	65

(注) 平成21年調査では勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では99社(制度のある111社の89.2%)で、支給率を加算し定年退職扱いにする企業が45社、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が19社などとなっている。製造業では60社(同68社の88.2%)で、支給率を加算し定年退職扱いにする企業が30社、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が13社などとなっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では14社(制度のある111社の12.6%)となっている。製造業では5社(同68社の7.4%)となっている（表14）。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置（優遇措置について複数回答）

（社）

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時 金の優遇 あり	定年退職 と同等に 扱う	勤続年数 の加算	その他	退職年金 の優遇 あり	その他の 優遇あり
製造業	68	60	30	13	34	5	15
平成 21 年							
調査産業計	120	111	60	11	77	16	17
製造業	71	66	38	5	42	6	12

5 継続雇用制度

(1) 継続雇用制度（表15）【集計表第18表、第19表、第20表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では207社(集計208社の99.5%)で、そのうち「再雇用制度」を採用しているのは206社となっている。その中で原則として希望者全員に「再雇用制度」を適用するのは44社、再雇用の限度年齢を設定しているのは195社で年齢の平均は64.9歳となっている。製造業では133社(集計134社の99.3%)で、そのうち「再雇用制度」を採用しているのは133社となっている。その中で原則として希望者全員に「再雇用制度」を適用するのは30社、再雇用の限度年齢を設定しているのは125社で年齢の平均は64.9歳となっている。

最近2年間(平成21年7月～平成23年6月)に再雇用制度を変更したのは、調査産業計では16社、製造業では10社となっている。

表 15 再雇用制度の状況

（社）

産業区分・年	集計社数	継続雇用制 度あり	再雇用制度 あり	制度適用対象者		継続雇用制 度なし
				希望者全員	一定の基準 を満たす者	
製造業	134	133	133	30	103	1
平成 21 年						
調査産業計	219	213	212	37	146	6
製造業	137	132	131	20	96	5

(注) 平成21年調査では63歳超の再雇用制度のある企業にのみ、制度適用対象者の内容について調査を行っている。

(2) 再雇用にかかる一般的な労働者との労働条件の比較（表16）【集計表第20表、第21表】

「再雇用制度」を採用している企業について制度適用者の労働条件を見てみると、調査産業計では、定年時と比較して所定労働時間が同じなのは回答があった社の53.4%、基本給の時間単価が減少するのは86.7%で、賃上げがないのは82.4%、定期昇給がないのは82.4%、企業内の一般的な労働者と比較して一時金の水準が低いのは50.5%となっている。制度適用者の退職金についてみると、定年時に退職金が支払われるのは192社(集計企業206社の93.2%)で、再雇用にかかる退職金の支払いについてみると、「定年後分も別途支給する」のは回答があった社の16.9%、「定年後分は支給しない」が80.6%となっている。

製造業では、定年時と比較して所定労働時間が同じなのは回答があった社の57.1%、基本給の時間単価が減少するのは86.4%で、賃上げがないのは80.5%、定期昇給がないのは83.5%、企業内の一般的な労働者と比較して一時金の水準が低いのは51.1%となっている。制度適用者

の退職金についてみると、定年時に退職金が支払われるのは122社(集計企業133社の91.7%)で、再雇用にかかる退職金の支払いについてみると、「定年後分も別途支給する」のは回答があった社の17.1%、「定年後分は支給しない」が79.8%となっている。

表 16 再雇用にかかる一般的な労働者との労働条件の比較

(%)

労働条件			平成 23 年		平成 21 年	
			調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
定年時 と比較 して	所定労働時間の長さ	・同じ条件	53.4	57.1	48.1	53.1
		・短縮される	8.8	6.8	7.7	6.3
		・個別に判断	37.7	36.1	44.2	40.6
	基本給の時間単価	・同じ条件	0.5	0.8	0.5	0.8
		・減少する	86.7	86.4	84.3	89.2
		・個別に判断	12.8	12.9	15.2	10.0
企業内 の一般 的な労 働者と 比較し て	賃上げ (ベースアップ)	・同じ条件	2.5	3.0	1.0	1.5
		・水準が低い	1.0	1.5	1.9	1.5
		・個別に判断	14.2	15.0	22.9	21.5
		・賃上げはない	82.4	80.5	74.3	75.4
	昇給 (定期昇給)	・同じ条件	0.5	0.0	0.5	0.0
		・水準が低い	0.5	0.8	2.4	1.5
		・個別に判断	16.7	15.8	21.0	19.2
		・昇給はない	82.4	83.5	76.2	79.2
	一時金 (賞与の算定基準)	・同じ条件	2.9	3.8	3.8	4.7
		・水準が低い	50.5	51.1	47.4	51.9
		・個別に判断	19.6	18.8	23.0	20.2
		・支給はない	27.0	26.3	25.8	23.3
再雇用にかかる退職金の 支払いについて	定年後分も別途支給	16.9	17.1	13.4	14.0	
	定年後分は支給しない	80.6	79.8	81.3	79.8	
	個別に協議する	2.5	3.1	5.3	6.2	

(注) 1 それぞれの項目ごとに回答社数が違っており、各項目の合計が必ずしも「再雇用制度」を採用している企業数と一致しない。構成比は各区分ごとの社数計(=100.0%)とした場合の構成比となっている。

2 平成 21 年調査は 60 歳定年制を採用している企業のみについて調査している。